

「BEPPU わくわく建設券」(以下建設券という) Q&A

Q1 建設券申込日前、又は、工事対象期間の5月1日(水)前に既に工事着工した物件は、建設券利用の対象となるか。対象にならない場合、その理由は何か。

建設券申込日前、又は、工事対象期間の5月1日(水)前に既に工事を着工している場合は、元々の需要によるものであり、この事業の目的である建設券の発行による市内の消費需要の喚起とは考えられないため、対象といたしません。

	対象・対象外	考え方 (▼はお金の支払日)
1	○ 対象	<p>申込開始日 6/14   申込み   建設券   工事開始   支払   使用期限 2/28</p>
2	○ 対象	<p>申込開始日 6/14   工事開始   申込み   建設券   支払   使用期限 2/28</p>
3	✕ 対象外	<p>申込開始日 6/14   申込み   建設券   工事開始   使用期限 2/28   支払</p>
4	○ Aのみ対象	<p>申込開始日 6/14   申込み   建設券   工事開始   A 一部支払   使用期限 2/28   B 残金支払</p> <p>※但し工事終了後に、工事後現場写真を提出ください</p>
5	○ Bのみ対象	<p>A 一部支払   申込開始日 6/14   工事開始   申込み   建設券   B 残金支払   使用期限 2/28</p>
6	✕ 対象外	<p>申込開始日 6/14   申込み   建設券   支払   使用期限 2/28   工事開始</p>
7	✕ 対象外	<p>使用期間(発行日から6カ月)以内に建設券を使用しなかった</p> <p>申込開始日 6/14   申込み   建設券   工事開始   支払   使用期限 2/28</p> <p>発行日   建設券   6カ月以上経過</p>

Q2 自宅の前まで下水管がひかれることになった。専有敷地内から公共下水管につなげる工事をしたいが対象となるか。

建設業法第2条第1項別表の管工事（給排水）に該当するため、BEPPUわくわく建設券の対象工事です。ただし、別府市下水道排水設備指定工事店一覧を確認いただき、その一覧に記載された工事店で、かつBEPPUわくわく建設券を取り扱っている工事店のみが条件です。

Q3 シロありの駆除については、対象となるか？

駆除のみは、建設券の対象となりません。しかし、それに伴う修繕工事は対象となります。

Q4 内装業を営んでいる。でもお客様より大工工事もお願いしたいと言われた。その場合はどこまで対象になるか

登録業者様が請け負っている業種外でも各種法令に抵触していなければ、対象となります。あくまでも、購入申込み者の施主が工事確約する業者がBEPPUわくわく建設券の参加登録事業所であれば問題ありません。

Q5 ガスの給湯器を購入しようと考えている。設置工事もしてもらおうつもりだが建設券の対象となるか。

購入だけでは対象となりませんが、設置工事ということであれば、設置工事費の部分のみ建設券の対象となります。

訂正→ 購入金額+設置工事の合計金額が建設券の対象となります。

※考え方としては、電化製品（エアコン）などに関しては、対象となりません。しかし、設置工事が伴う給湯器、システムキッチンなどの購入金額については、購入価格も建設券の対象となります。

#### 【家電的要素の工事】

例 エアコン、ガス給湯器の設置・取替

例の商品については、工事費のみを建設券対象とし、エアコン・ガス給湯器本体は、対象としません。なお、システムキッチンやバスユニットの設置・取替については住宅リフォームの観点で本体も建設券対象とします。（4月16日追加）

Q6 お墓の補強工事をしたい。建設券の対象となるか？

対象となりますが、自己が専有する敷地内にあることが条件となります。

Q7 設計費に関しては、建設券の対象となるか？

設計費については対象となりません。

Q8 ポスターなどは、金融機関にも掲示しているのか？

掲示はお願いしています。

Q9 家電の小売店をしている。太陽光発電の機器設置やリフォームなどを請け負っている。その場合、建築業として登録していないが登録業者として登録できるか？

別府市と協議をして後程回答させていただきますが、基本的には過去にリフォームや太陽光発電の設置をしたという何かしらの証明できるものを提出していただく必要があります。

Q10 5月10日から工事着手して20日に工事が完了した。その場合も建設券の対象となるか？

対象となります。しかし、建設券の購入について換金は、7月1日以降となりますので、それまでお支払いをお待ちいただけるのであれば申請していただけます。

Q11 参考資料2のQ5に工事部分のみ対象となるという記載があったが、システムキッチンの場合はどうなるか？

給湯器についても、もう一度別府市と協議の上回答させていただきます。→Q5にて回答済み

Q12 申請書や誓約書にある印鑑の押印は、誰の印鑑でもいいのか？

事業所として登録していただく必要がありますので、必ず代表者印でお願いいたします。

Q13 振込手数料について教えてください。

施主の方が別府商工会議所に建設券の金額を振込する際は、プレミアム分を享受されるので、施主の方の負担となります。しかし、別府商工会議所が参加登録事業所に建設券の換金をする際は、建設券対象額の1%を事務手数料として差し引かせていただきますので（振込手数料分は事務手数料からいただいているため）振込手数料を別途いただくことはありません。

Q14 市民の方にPRしたいがチラシなどはあるか？

ポスターのA4版をHPからダウンロードできるようにしております。

Q15 建売り住宅を購入した場合、建設券の対象となるか？

建売りの場合は、対象となりません。しかし、区画を購入し、そこから住居を建てる「売り建て」の場合は、建設券の対象となります。

Q16 モデルハウスなどの住宅展示場を営業所や支店としてみなし、その業者が登録事業所になることは可能か？

別府市内にあるモデルハウスは、営業所・支店とはみなせません。

Q17 借地に自己の居住する住宅を建てる、あるいはリフォームする場合、建設券の対象となるか？

借地であっても自己の居住する住宅については、別府市民の方であれば建設券の対象となります。

**Q18** 集合住宅や貸家などの自己が居住する物件の一部補修などをする場合は、建設券の対象となるか？

貸家は対象となりません。マンション等で自己が所有し居住する住宅の専有部分に対する補修等であれば、建設券の対象となります。

**Q19** テレビアンテナの買い替え設置工事については、建設券の対象となるか？

アンテナ取替工事は、工事費のみが対象となります。

**Q20** カーテンレール設置、ブラインド設置については対象となるか？またカーテンやブラインドの購入価格も対象となるか？

カーテンレール・ブラインドの設置工事は、部屋のリフォームの一部であれば物品購入価格も対象と考えられ、単体の工事であれば工事費のみが対象となると考えます。

**Q21** ビルトイン型のエアコンは建設券の対象となりますか？

ビルトイン型のエアコンはリフォーム対象と捉えて本体含めて建設券の対象とします。(家電的ではないため)

**Q22** ガス給湯器とありますが、一体型の給湯システムも対象とならないのでしょうか？

ガス給湯器は、瞬間湯沸かし器は **Q5** の答えのとおりとし、一体型の家庭内給湯システムはリフォーム対象とし、本体含めて建設券の対象とします。

**Q23** 契約は、解体と新築を一緒に3月31日に締結済み。解体工事については、現在進めている。しかし、新築工事が5月1日以降となる、その場合建設券の対象となるのか？

対象となります。

**Q24** 親は県外に住んでいて、別府に土地を持っている。子供が別府に住んでいるので、その子供に家を建てたい。施主は親である。その場合建設券の対象となるか？

対象となります。

**Q25** 施主は息子で大分市に住んでいる。別府に親が住んでおり、その土地に2世帯住宅を建てる予定。その場合は、親が建設券を購入することができるか？

息子様は購入できませんが、親御様は購入することができます。また、息子様ご家族が別府市にお住まいで、2世帯住宅を建築する場合、最大400万円(1世帯200万×2)まで購入可能です。

**Q26** お墓を修復する際、自身の居住し占有する敷地でないと対象にならないのか？ お墓は、自身が所有する土地であれば対象となるか？

自身が所有する土地であれば対象となります。

**Q27** 駐車場を家の近所の土地に作りたい。自身の使用する自家用車用の部分は対象となるか？

他人に貸す土地部分の舗装工事は対象となりません。購入申請書に添付する見積書に、自身の使用部分と事業用としての使用部分とを区別して見積もりを提出していただければ、自己の使用するための箇所のみ建設券の対象となります。

**Q28** 組合で共同温泉を所有している。その配管工事を検討しているが、建設券の対象となるか？ 共同温泉は、組合員のみが利用し一般に公開していない。

組合代表の方が建設券を購入し、利用することができます。

**Q29** 組合で共同泉源を使用している。泉源の持ち主は県外の方だが、温泉権利のうち3分の1は持ち主が、3分の2は組合が所有し各家庭に温泉を引いている。自宅に引くまでの配管の取り換え工事を検討しているが、建設券の対象となるのか？

対象となります。

**Q30** 現在、別府市浄化槽整備事業補助金交付決定通知を受けている。しかし、見積もり金額の一部しか補助されないため、残額部分に建設券を利用したい。対象となるか？

対象となります。

**Q31** 温泉の掘削工事を検討している。工事は、3名の方が共同で行う。その際は建設券を利用することが可能か？ またそれが、他人の土地であっても可能か？

3名の共同工事ということであれば、見積書に3名の方のお名前を記入していただき添付してください。3名のお名前があれば、それぞれの方のお名前で建設券を購入することができます。それが例え借地であっても建設券を利用して工事を行うことができます。

**Q32** 屏風や掛け軸などの修繕費は建設券の対象となるか？

ふすまなどの建具については対象となりますが、屏風や掛け軸などはインテリアとみなすため対象とはなりません。

**Q33** 冷暖房器具やガスコンロ、照明器具の購入金額は対象とならないとありますが、リフォームの一環として一括で新調する場合も対象とならないのでしょうか？

リフォーム一式で一括工事をする場合のみ、機器の購入部分もすべて対象となります。

Q34 購入申込書に購入希望枚数を書く欄があるが、工事金額は税込みか税抜きなのどちらが対象となるのでしょうか？

購入金額は、税込みを対象としています。

Q35 家を解体したい。解体した後は更地にするつもりだが、建設券の対象となるか？

解体するのみの工事については、建設券の対象とはなりません。

Q36 購入申込書の書き方について、一番下にある「上記記載内容について、相違ないことを誓約いたします」の横にある印鑑は、誰の印鑑か？

事業所の印鑑をお願いしています。尚、事業所の押印していただく印鑑は、事業所登録申し込みの際にいただいた印鑑と同じものでお願いいたします。

Q37 購入申込書に支払予定日とあるが、だれに対する支払いでしょうか？

施主より事業所に建設券をお支払する予定日をお伺いしています。支払日を施主と事業所間で打ち合わせをしていただかないと、建設券の発行は毎月1日のみの月1回しか行いませんので、きちんと両者でお支払いの日にちや流れを確認していただくために記載欄を設けさせていただいております。